

第3回中央区教育振興基本計画検討委員会でいただいた意見・質問票に対する回答

●質問

質問	内容	事務局回答										
1	ICT機器の活用方法、コンテンツとその効果について ①現状公立学校で使用可能なコンテンツとしてどのようなものを考えているのか。 ②それらコンテンツを使った学習効果について、客観的なデータがあるのであれば示していただきたい。 ③教員のICT機器の活用に対する訓練はどのように考えているのか。	①デジタル教科書、学習支援ソフト等の活用を考えています。 デジタル教科書は、様々な立体の展開図を作成したり、断面図を見たりするなど具体物では難しいことができます。 学習支援ソフトは、児童・生徒の意見や考えの共有化によって学び合い、高めることや特別な支援を必要な児童・生徒への合理的配慮等が可能となります。 ②試行的にタブレット端末等のICT環境を整備している京橋築地小学校、阪本小学校、銀座中学校の取組に関する効果検証によると、タブレット端末を使っの学習支援ソフトの活用については、子どもたちの学習の楽しさや理解度・参加度の向上が見られたり、新しい考えに気付いたりするなどの効果が見られ、協働学習や表現の意識の向上についても有効であることが明らかになりました。 <table><tr><td>タブレット端末を使うと、</td><td>肯定的回答(児童・生徒)</td></tr><tr><td>楽しく学習することが出来ていると思う</td><td>96%</td></tr><tr><td>授業の内容がよくわかっていると思う</td><td>90%</td></tr><tr><td>授業に進んで参加することができていると思う</td><td>91%</td></tr><tr><td>新しい考えを見つけることができていると思う</td><td>83%</td></tr></table> ③ICT支援員の配置、集合研修の実施等を検討しています。また、指導主事がICT機器を活用した授業の観察を行い、管理職、情報担当教員に活用状況を聞き取った上で、効果的な活用方法、校内体制などについて指導・助言します。	タブレット端末を使うと、	肯定的回答(児童・生徒)	楽しく学習することが出来ていると思う	96%	授業の内容がよくわかっていると思う	90%	授業に進んで参加することができていると思う	91%	新しい考えを見つけることができていると思う	83%
タブレット端末を使うと、	肯定的回答(児童・生徒)											
楽しく学習することが出来ていると思う	96%											
授業の内容がよくわかっていると思う	90%											
授業に進んで参加することができていると思う	91%											
新しい考えを見つけることができていると思う	83%											
2	基本方針1－(1)の「主な取組」の③-2英語教育の推進について 英語教育の推進の中で「中学校との連携について検討を進めます」とあるがどのような効果を期待して、どのような連携を図ることを意図しているのか。	小学校、中学校が授業についての連携を深め、英語教育を進めることで、小・中学校9年間を通した系統立てた指導をすることや小学校から中学校への円滑な接続が可能となります。 合同研修や授業公開等を通じて小・中学校教員が互いの英語教育の状況を把握し、中学校入学段階で子どもたちが身に付けた英語に関する実態に基づき、指導計画を作成し、指導していきます。										
3	学校における働き方改革について 先生方の時間外勤務時間を抑制するために、具体的にどのような事務の効率化を考えているか。支援員等の人員措置を図ることなどは検討されているのか。	本区では、平成31年2月に「中央区立学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。 具体的な取組としては、タイムレコーダー導入による教員の勤務状況の正確な把握、給食費徴収業務等補助員の配置、学校への夜間・休日留守番電話の設置、外部の「部活動指導員」の配置などです。 今後学校における教員の専門性が求められる業務の更なる精選を行うとともに、学校以外が担うべき業務について、外部人材による人的サポート体制や環境整備などについて検討していきます。										
4	いじめの未然防止の取組について SNS上でのいじめ問題に対しては各校の取組みに任せているのか。大人でもトラブルの元となっており、早い段階からの組織的な取り組みが重要なテーマと考える。	スマートフォン等やSNSの使い方などの情報モラルに関することは、全小・中学校において「SNS学校ルール」を定めるとともに、「情報モラル教室」等を実施し、指導しているところです。その他、教育広報紙「かがやき」や保護者会等を通じて家庭での指導もお願いしています。 本内容については、施策原稿に加筆修正しました。										

●質問

	内容	事務局回答
5	学校施設の整備等について 園児・児童・生徒数の増加を現在の学校施設の整備等で賄えるのか。 令和11年の園児・児童・生徒推定人数を各園校にどのように割り振ることを想定しているのか。	園児・児童・生徒の増加が見込まれ、普通教室の確保が困難な学校施設については、増改築を行い対応します。これらの施設を含め、各学校施設では、普通教室へ転用可能な多目的室や特別教室等を保有しており、普通教室が不足した場合には、それらの改修を行っていきます。併せて、必要に応じて通学区域の変更も検討していきます。 選手村跡地の開発に伴い晴海地区の児童・生徒の増加が見込まれるため、令和5年4月には晴海五丁目に最大小学校30クラス、中学校15クラスの新校を開設する予定です。また、常盤小学校、阪本小学校、城東小学校についても各学年2学級規模となるよう改修や改築を行っています。
6	学校における体育・スポーツ活動の充実について 中学校の部活動への支援強化、地域スポーツクラブとの連携などは検討されていないのか。	「中央区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、地域スポーツクラブとの連携も含め、専門的な技術指導に加えて大会引率等ができる部活動指導員、地域の外部指導者の活用など教員の負担軽減とあわせ部活動への支援体制強化について検討を進めているところです。
7	本の森ちゅうおうの開館までの対応について 本の森ちゅうおうの建設と合わせて、既存図書館でのボランティアの活動などを通して子供達に読書習慣を身につける(読書を楽しむ)施策は検討しているか。	現在、区立図書館では本や読書に興味をもってもらい、図書館利用の促進を図るために、小学生から高校生までの児童・生徒に図書館の仕事を体験してもらう取組を行っています。なお、幼稚園や保育園等の園児に対しては、「図書館散歩」を受け入れるなど、図書館の利用方法や読書の楽しみを知ってもらう取組を実施しています。 ＜小学生による子ども図書館員＞ 夏休み期間中に、小学校4～6年生を対象に、本の返却や装備、書架整理などの基本的な業務を体験してもらう。 ＜中学生の職場体験＞ 中学校における職場体験先として受け入れており、子どもたちへの読み聞かせ等を体験してもらう。 ＜高校生の奉仕活動の受入＞ 都立高校の学校設定教科「人間と社会」における奉仕体験活動を行う生徒の受け入れなどを行い、道德教育とキャリア教育の一体化を図った教育活動を支援するとともに、図書受入・書架整理といった図書館業務を体験してもらうことにより、図書館への理解や興味を深めてもらう。
8	基本方針1-(1)の「主な取組」の④インターネット等を活用した学習について ①コミュニケーション障害やその他の事由で不登校となった場合の対応としては有効であるが、学業の不振を理由とした不登校に対しては別の手段を講じる必要があるのではないか。 ②また、学業の不振を理由とした不登校への学習支援について、具体的な施策は検討しているか。	学業不振による不登校の児童・生徒には、学習への意欲付けや、できるようになった、分かるようになったという達成感を実感させ、自信をもたせることが大切であると考えています。 インターネット等を活用した学習は、自分のペースで、自分の能力に応じて学習できることから、達成感を実感させるには効果的なものであると考えています。

●質問

	内容	事務局回答
9	基本方針1－(2)の「主な取組」①-1の教員育成研修について いじめや不登校、その他障害のある児童・生徒の指導には、心理学的、医療的な基本的な知見が必要かと考える。中央区では経験年数10年未満の教員が多く、経験・知識不足により十分な対応ができていないのではないかと。区としてガイドライン作りや学校長・園長を中心とする勉強会などによる対応をさらに強化する必要があると考えるがどのように対応しているのか。	本区では、様々な教育課題に対する知識・理解の習得と、それらに対応する資質・能力を向上させるため、多種にわたる教員研修を実施しています。教員研修は、職層研修のほか、新規採用から11年目までの経験年数に応じた研修、教育課題を選択する選択研修を合計37種類152回(年間)行っているところです。また、幼稚園・小中学校では、若手教員に対するOJTを計画的に実施しているほか、区内教員の自主研究組織を立ち上げ、専門性を身に付ける勉強会を行っています。 心理学的、医療的な知見など、専門性を有する教育課題については、スクールカウンセラーや特別支援教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカーなど、関係機関と連携して解決を図っていくものであるため、教員に必要な能力としては、外部専門機関と連携できる折衝力が特に重要と考え、研修の一部に盛り込んで、資質・能力を高めているところです。
10	基本方針1－(2)の「主な取組」②-1の学校評議員制度について ①学校評議員制度がどのような機能を果たしているのか、評価・分析は行っているか。 ②学校評議員はどのような基準で選定しているのか。現役のPTA会長や地域関係者が多いかと思いますが、学校を取り巻く環境が多様化・複雑化している中、外部の専門家も入れて、専門的な見地からの助言できる人材を活用すべきと考える。	①本区では、中央区学校評議員設置要綱に基づき、教育目標の設定、経営方針並びに教育計画の策定に関すること、家庭、地域との連携に関すること、教育目標の達成度並びに教育活動の状況等の評価に関するについて、年3回程度、評議員が意見を述べる機会を設定し、評議員から出された意見を校長及び園長の権限と責任において、自校及び自園の運営に反映させています。評議委員会の開催報告書を教育委員会へ提出させ、評議委員会の内容等を評価・分析しています。 ②同要綱に基づき、評議委員は、保護者、通学区域の住民、地域の有識者等の中から、学校教育に関する理解と識見を有する方を評議員として委嘱することとなっています。外部の専門家からの助言については、学校評議委員会とは別に外部評価委員会を設置し、4年に一度、外部の有識者を委嘱し、意見をいただいているところです。
11	基本方針1－(2)の「主な取組」②-2の学校評価システムについて 学校評価が行われた際には、児童、教職員、保護者へのアンケート調査が実施されたが、ベースラインデータ(調査における基準となる値)がとられておらず、何に対してどれだけどう変化したか、変化の要因は何であるかという把握、分析がされておらず、「評価」の体をなしていない。教育委員会で、具体的な評価ガイドラインとマニュアルを策定し、評価の標準化を図り、意義のある評価となるよう、改善すべきではないかと考える。	本区では、文部科学省の「学校評価ガイドライン」をもとに、「学校評価あり方検討会」の検討結果なども踏まえて「中央区立学校学校評価ガイドライン」を策定し、全小中学校・園において重点目標を設定の上、学校評価を実施しているところです。今後とも、外部評価委員の意見なども取り入れながら、学校評価の改善に取り組んでいきます。
12	不登校の出現率について ①令和元年度「点検・評価の結果に関する報告書」を見ると、平成29年度においては、中央区の不登校出現率は都、全国に比して高くなっているところとあるが、平成30年度の実績はどうか。 ②また、都、全国を上回っている理由は何か。	① 平成30年度不登校出現率 【小学校】国 0.70% 都 0.72% 区 0.34% 【中学校】国 3.65% 都 3.68% 区 4.43% ②中学校生徒の不登校の要因として最も多いのが「家庭にかかる状況」で、次いで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「項目に該当なし(その他)」となっています。全国と比較すると「該当なし」、「入学、転編入学、進級時の不適応」の割合が高く、「学業の不振」の割合は低くなっています。「該当なし」の内容は、意図的な拒否、怠学、集団不適応などです。

●質問

	内容	事務局回答
13	基本方針1－(3)教育支援の充実 について ①検討委員から出た意見の中に、不登校者の中には、集団に適應することが難しい生徒も含まれ、また、精神疾患の場合医療的なケアが必要との話があった。前者については、集団に適應することが難しいことを前提とした対応（学校復帰させることを目的とするのではなく、集団に入らなくても自立できる方法、環境の提供）が必要と考えられるが、こうした生徒に対する具体的な支援策は検討されているか。 ②また、後者については医療機関との連携が不可欠との意見があったが、具体策は検討しているか。	①不登校の児童・生徒は、その要因が一人一人異なることから、個に応じた対応を大切に考えています。具体的には、早期に学校復帰を目指す子、中・長期的な視野で学校復帰を目指す子、一時的に気持ちを落ち着かせればよい子、自分が落ち着く居場所の見つからない子、進学に向けて再出発したいと考える子などです。このような児童・生徒一人一人の状況に対応するため、本区では適応教室（わくわく21）があり、今後は適応教室の機能を拡充するなど、より児童・生徒のニーズに即した対応ができるようにしていきたいと考えています。 ②教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、適応教室専門員とともに、必要に応じて本人や保護者との面談に同席し、医療機関を含めた関係機関との連携について相談に応じるようにしています。
14	基本方針2－(1)の「主な取組」の③-1子どもの居場所「プレディ」について ①指導員の確保が難しいとのことだが、その理由は何か。 ②指導員の確保に向け、具体的な方策は検討しているか。	①現在、プレディの運営形態は、非常勤職員による直営と民間事業者による委託の2種類があります。非常勤職員の雇用にあたっては、待機児童が問題視されている中、保育園やこども園、学童クラブといった知名度が高い（世間一般的に知られている）施設へ募集が集まる傾向があります。（なお、非常勤職員の募集資格や給与面での条件は、保育園等と同様です。） ②かがやき等の区広報誌でプレディの事業・名称の周知に努めるとともに、委託の拡大についても検討しているところです。（令和元年11月現在 プレディ開設12校のうち、直営は3校）
15	基本方針2－(1)の「主な取組」の③-2家庭教育力の向上について PTAでは保護者向けの勉強会などを開催して取り組んでいるが、PTAは任意加入であるうえ、会員であってもほとんど活動に参加しない保護者もあり、保護者の啓発を行う上での制約がある。学校に来ない又はPTA活動に参加しない保護者に対し、家庭教育力の向上に向けた啓発について何か方策は検討しているか。	各学校では保護者会で学習内容や児童・生徒の様子を、定期的に伝えているほか、個人面談を実施し、学習等の課題とその改善のための取組について保護者と共有するとともに、家庭の協力を依頼しています。また、年5回以上実施している学校公開では、実際に学校の取組を見ていただき、家庭との連携を図ったり、「道徳授業地区公開講座」において意見交換会を実施したりしています。 さらに、地域家庭教育推進協議会における「家庭教育学習会・講演会」、父親の子育て参加を応援する「おやじの出番！」や、子ども家庭支援センターにおける「子育て支援講座」など、さまざまな機会を捉えて保護者に対する家庭教育力の向上に努めているところです。
16	基本方針2－(3)のユニバーサルデザイン化について 現状と課題において、「ユニバーサルデザイン化などを図っていく」とあるが、色覚異常に対する配慮（黒板やチョークの色等、教材で使う色の配慮）は行われているか。	増改築の際に、エレベーターの設置や段差の解消、多目的トイレの整備、案内板等の英語表記等行い、ユニバーサルデザインに配慮しています。色覚異常に対する配慮としては、サイン計画の際に色彩の配慮をしながら検討を行っています。また、従来の黒板よりも見えやすいプロジェクター対応の黒板の設置も行っています。また、希望者への色覚検査実施、識別しやすいチョークの使用等学習の阻害とならないよう配慮しています。